

滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しについて

1. 道路整備マスタープランとアクションプログラム

滋賀県では計画的な道路整備を行うため、将来20年間の道路整備にかかる基本方針である「滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)」を平成24年3月に策定しています。

また、マスタープランに基づく具体的な10年間の道路整備計画としては「滋賀県道路整備アクションプログラム2013」を平成25年3月に策定し、効果的、効率的な道路整備に努めてきたところです。

アクションプログラムは社会経済情勢の変化に応じ適宜見直し、最長でも5年後には見直すこととしており、現行のプログラム策定から5年目にあたる今年度に見直しを行います。

平成15年度策定	(H15～10箇年計画)
平成19年度見直し	(H20～10箇年計画)
平成24年度見直し	(H25～10箇年計画)
平成29年度見直し予定	(H30～10箇年計画)

2. アクションプログラムの前提条件

・掲載対象事業

改築事業：全体事業費 5億円以上

交通安全事業(交差点改良・歩道整備)：全体事業費 1億円以上

3. 見直しの観点

- ・人口減少を見据えた県土整備、平成36年国体開催などの社会情勢の変化
- ・新名神高速道路(大津～城陽)の着工など、幹線道路網の整備状況を反映
- ・熊本地震や台風の風水害など頻発する災害に備えた、道路ネットワークの強靱化

4. 見直しスケジュール

- ・平成29年3月8日 見直しに関する説明会(土木事務所・支所向け、第1回)
- ・平成29年4月19日 見直しに関する説明会(市町向け)
- ・平成29年4月27日 見直しに関する説明会(土木事務所・支所向け、第2回)

-
- ・平成29年7月 第1回地域ワーキング(委員紹介、座長任命など)
 - ・平成29年9月 第2回地域ワーキング(地域の重点項目決定など)
 - ・平成29年12月 第3回地域ワーキング(提言とりまとめ)
 - ・平成30年3月 (仮)アクションプログラム2018策定

5. 県民や市町の声の反映について

アクションプログラムの見直しにあたっては、以下のような取り組みを通じて、より県民や市町の声が反映されるよう努めます。

- ・地域が抱える課題等について、各市町に意見を伺います。
- ・地域の課題を抽出し、その課題を踏まえた今後の道路整備について提言をいただくための「地域ワーキング」を各土木事務所・支所ごとに開催します。委員には、有識者や公募委員、道路利用者等を予定しており、様々な立場から広くご意見を伺います。
- ・そのほか、県民アンケートの結果や各種団体の要望状況なども踏まえ、見直しを行います。

【滋賀県道路整備マスタープランとアクションプログラム】

